

30 答申第12号
平成31年1月24日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武藤 知之

答 申 書

平成30年12月14日付け30民市第465号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

コンビニエンスストアにおける証明書交付業務を開始するに当たり、住民基本台帳システム、印鑑登録システム、個人住民税システム、及び戸籍システムによって管理しているデータの提供を受託者及び証明書交付センターに対しオンライン結合等により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民課】

【市民文化部税収納推進課】

2 審議会の意見

コンビニエンスストアにおける証明書交付業務を開始するに当たり、住民基本台帳システム、印鑑登録システム、個人住民税システム、及び戸籍システムによって管理しているデータの提供を受託者及び証明書交付センターに対しオンライン結合等により行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断する。